

平成18年3月8日(水曜日)第1回定例会

○出席議員(21名)

1番	新	宮	征	一	議員	2番	佐	藤	毅	議員
3番	鴨	田	俊	廣	議員	4番	椋	津	博	議員
5番	木	村	寿	太	議員	6番	松	田	孝	議員
7番	猪	倉	謙	郎	議員	8番	石	川	忠	議員
9番	鈴	倉	賢	也	議員	10番	荒	木	春	議員
11番	柏	倉	信	一	議員	12番	高	橋	勝	議員
13番	高	橋	秀	治	議員	14番	佐	藤	良	議員
15番	佐	藤	暘	子	議員	16番	川	越	孝	議員
17番	内	藤		明	議員	18番	那	須		議員
19番	佐	竹	敬	一	議員	20番	遠	藤	聖	議員
21番	伊	藤	忠	男	議員					

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
奥山幸助	選挙管理	委員長	佐藤勝義	農業	委員会
那須義行	庶務	課長	鹿間康	企画	調整課
菅野英行	行財政	改革推進	秋場元	財政	課長
三瓶正博	税務	課長	真木憲一	市民	課長
有川洋一	生活	環境課	真浦山邦	土木	課長
柏倉隆夫	都市	計画課	山田敏彦	花・緑・せせらぎ	推進課
佐藤昭	下水道	課長	木村正之	農林	課長
兼子善男	商工	観光課	尾形清一	地域	振興課
石川忠則	健康	福祉課	鈴木英一	会計	課長
荒川貴久	水道	事業所	兼熊谷	病院	事務
芳賀友幸	教	育	熊谷英一	管理	課長
菊地宏哉	学	校	布施崇一	社会	教育課
石山忠	社会	体育課	鈴木一徳	選挙	管理
安孫子雅美	監	査	宇野健雄	監	査
清野健	農	業		事	務
	農	業		局	長
	事	務		局	長

○事務局職員出席者

片桐久志	事	務	局	長	安食俊博	局	長	補	佐
月光龍弘	庶	務	主	査	大沼秀彦	局	調	査	係

平成18年3月第1回定例会

議事日程第5号

第1回定例会

平成18年3月8日(水)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

" 2 議第40号 寒河江市介護保険条例の一部改正について

" 3 議案説明

" 4 質疑

" 5 委員会付託

散 会

平成18年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時30分

- 新宮征一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長報告

○新宮征一議長　ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。高橋議会運営委員長。

〔高橋秀治　議会運営委員長　登壇〕

○高橋秀治議会運営委員長　おはようございます。

本日の会議運営について、昨日本会議終了後、議会第2会議室において議会運営委員会を開催し協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議第40号寒河江市介護保険条例の一部改正についての1件であります。

追加議案の取り扱いについては、明日からの常任委員会審査との兼ね合いもありますので、本日の一般質問終了後、議第40号として上程し、提案理由の説明を受け質疑を行い、委員会付託の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げ御報告といたします。

○新宮征一議長　お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成18年3月8日(水)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
16	第5次寒河江市振興計画に関して	「安全安心な地域づくり」に関して「災害対策の充実・強化」の具体的な内容について 「新たな市町村合併の検討」の具体的な内容について	20番 遠藤聖作	市長
17	豪雪対策について	二度にわたる党市議団の「豪雪対策の申し入れ」に関連して その後に発生したいくつかの課題について		市長
18	第5次振興計画について	目標年次の人口・世帯数と将来人口の推計について 生活排水の処理について 市民浴場の将来展望について	17番 内藤明	市長
19	行財政改革大綱について	図書館業務の民間委託と課題について		市長

遠藤聖作議員の質問

○新宮征一議長 通告番号16番、17番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

○遠藤聖作議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告問題に関心を持っている市民を代表して、以下、佐藤市長に質問をいたします。

最初に、第5次振興計画に関して、以下の2点について伺います。

一つは、安全、安心な地域づくりに関して伺います。この課題をいかにして具体化して、達成していくのかという点についてであります。

本市の住民の安全、安心を脅かすものが何であるのかを、今現在明確になっているものについては、きちんと記述をしておくべきなのではないかと考えます。そのことによって、行政も対応すべき課題が明確になり、市民もどういう備えを行えばよいのかイメージしやすくなると考えます。そうした観点から、私はこれまで何度も対策と備えの重要性を訴えてきましたが、本市の中心部を南北に走る山形盆地活断層の存在を明確に意識をして、振興計画にその対策を明記すべきだと強く要請するものであります。

既に御承知のとおり、この活断層は2002年5月8日、政府所管の地震調査研究推進本部地震委員会が公表したもので、改めてこの際確認しておきますが、その報告書によれば、その活断層の位置、形態については、大石田から寒河江市中心部を通り上山市まで、北北東から南南西に約60キロメートルの延長を持ち、複数の断層が併走して分布していること。そして、全体として西側が東側に対して相対的に隆起する、いわゆる逆断層であること。

そして、この断層の活動履歴は、これまで1万年の間に少なくとも3回活動しており、直近の活動は約6千年前以後200年前以前であり、平均活動間隔は約3千年であること。その過去の活動の内容は、西側が東側に対して相対的に4メートルから5メートル隆起している可能性があること。さらに将来の活動の可能性については、断層全体が一つの活動区間として活動した場合、マグニチュード7.8程度の地震になる可能性があるとして指摘をしています。

そして、あくまでこれは確率の問題ではありますが、その報告書によれば今後30年以内の発生確率がゼロから7パーセント、50年以内の発生確率はゼロから10パーセント、100年以内の発生確率はゼロから50パーセントであるとし、日本ではかなり発生確率の高いグループに属していると指摘をしています。

振興計画が、今後10年間の寒河江市の計画であることを考えれば、その発生確率の中に既に入り込んでいるというふうに理解してもいいと思います。死者6,400人以上、負傷者4万3千人、倒壊家屋51万戸以上の大災害を引き起こした今から10年前の阪神・淡路大震災がマグニチュード7.2でしたから、地震の規模としてはそれを上回る大きさの地震が起こる可能性を推定しているのです。

この震災対策は、寒河江市が自治体としても、市民としても、未曾有の災害を最小限に食いとめるために何をするのか、何をすればいいのか、全力を挙げて精いっぱい取り組むべき大きなテーマの一つだと考えます。この活断層問題を他の災害一般と同列に扱うのではなくて、地震調査委員会の指摘

のとおり活断層が動いた場合、大きな災害が予想される本市の現実的な脅威として、しっかりとした対策を打ち立てるためにも、振興計画にきちんと位置づけるべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、振興計画に記述されている新たな市町村合併の検討の項目について伺います。

この箇所については、具体的に踏み込んだ記述はありません。佐藤市長がこの問題に、どう取り組んでいくのかが示されていません。6日の一般質問で、柏倉議員がこの問題に触れておりますが、市長の答弁では、合併新法の定めた今後5年の間に、どういう基準でこの問題にアクセスされるのか、明確にはなりませんでした。

そこで、さきに寒河江市、西川町、朝日町の枠組みでの合併構想が破綻して間もないこの時期にどのような再合併の枠組みが考えられるのか、佐藤市長の基本的な見解と、今後どのように行動されるのか、改めて伺いたいと思います。

また、今回も政府主導、さらには県主導の合併の押しつけと感じている市民も多いし、私自身もそう思っている一人であります。私は、まず住民ありきという姿勢が地方自治の生命線と考えますが、そのことと今回の新たな合併問題がどうすればかみ合うようになるのか、佐藤市長の見解を伺いたいと思います。

また、何度もこの場で議論したテーマではありますが、さきの合併劇の破綻の最大の原因は何だったのか、どうすればうまく進められたと考えているのか、この際改めて市長の見解を伺っておきたいと思います。

さらに、先日の答弁で市長は、合併の効果は10万人規模の自治体でないと出てこないと言っています。どのような自治体との合併の枠組みを念頭に置いて発言をしているのか、伺いたいと思います。

次に、雪対策について伺います。

このテーマでは、本議会で既に3名の同僚議員が質問をしています。それほど記録的で大変な豪雪だったし、いろいろな角度からこの冬の豪雪対策を検証して、来年度以降の教訓にしなければならないとみんなが考えているからではないかと思えます。同じ質問テーマですので、時間の節約のためにもできるだけ重複を避けて質問をします。答弁も、重複は避けていただきたいとお願いしておきたいと思えます。

さて、記録的な豪雪となった今年の冬は、行政だけでなく市民も大変な苦勞を強いられました。特に直接市民との窓口になって対応に追われた土木課の職員の皆様は、心身ともに疲労したのではないかと思います。私も市民の声を取り次いで、さまざまなお願いをした当事者の一人として、心から感謝をしたいと思えます。

私たち日本共産党市議団は、12月6日の降雪がそのまま根雪になり次第に積雪量が増加し、低温も例年になく続いているというかつてない事態を踏まえて、市長と面談し年末の12月26日に、豪雪対策、雪害防止対策についての緊急申し入れを行いました。その中では、8項目について対策を求めています。さらには、年明けの1月4日には豪雪対策連絡協議会の会長に就任されたばかりの荒木助役に対して、5項目の2度目の具体的な追加申し入れを行いました。さきの3名の同僚議員の質問で触れられなかった部分について、その具体的な取り組みはどうだったのか伺いたいと思います。

さらに、私たちの申し入れ以降、家屋の軒先の損壊があちこちで発生しました。私の居住地だけでも、4軒もの住宅が被害を受けています。一般的に家屋の老朽化が進んでいる場合、積雪の重みで

屋根が折れる場合がありますが、今回はかなり広範囲に発生しているのではないかと思います。その発生件数をつかんでいるのであればお知らせをいただきたいし、その調査結果もあれば発表していただきたいと思います。そして、今後の教訓にもなると思われますので、その原因を究明の上、来年以降のこともありますので、市民にその対策を呼びかけていただきたいと思います。

最後に、県と政府に対する豪雪対策予算の交付について、強く要求すべきことについて市長に伺います。

私たちは、日本共産党山形県委員会と党の自治体議員団で合同で、1月に入ってから県に豪雪対策を求めて交渉を行いました。さらに、1月16日には国土交通省や農水省にも政府交渉団を派遣して、地方の要望を伝える活動を行ってまいりました。市長も今回の豪雪では、政府や関係機関に対して除雪予算の追加配分等についてさまざまな行動を起こされたと思いますが、その内容と結果について伺いたいと思います。

以上、市長の簡明で誠意ある答弁を願って第1問を終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

第5次振興計画に、活断層問題を位置づけるべきではないかというようなことでございます。

自然災害というものは、自然災害がいつ、どこで、どんなふうにかかるのかわからないわけですので、起きたときにどう対応するかを考えるべきであると思っております。

自然災害は、洪水、土砂、地震災害などが考えられます。また、予期しないこのたびの12月の大雪も、自然災害でございます。こうしたことから、市民生活の安全、安心な地域づくりを構築するためには、地震に限らずあらゆる自然災害を想定し、対応する対策が必要であると考え第5次振興計画基本構想では、予期できない自然災害への対策として、日ごろからの災害に対する市民意識の高揚と地域社会の連携による地域防災力の強化を図るとともに、被害防止のための確かな情報収集や提供に努め、災害に強い地域づくりを目指すとしました。

御案内のように、15年8月に策定しました本市の地域防災計画においても、震災対策の中で地震に強いまちづくりを掲げまして、諸般の施策を講ずることとしておるところでございます。災害対策の充実、強化を図るため、消防団員の確保対策、あるいは計画的な消防施設の整備、自主防災組織の立ち上げと地域防災力の強化、ハザードマップと避難マニュアルの作成などを施策としたところがございます。

次に、合併とのかかわりについて申し上げます。

合併については、第1日目の柏倉議員の一般質問に申しあげたように、住民の日常生活圏は既存の行政圏を越えて拡大していることから、新たな行政サービスの提供について、生活圏域全体を考慮した最適なまちづくりや住民サービスの提供を図る必要があることから、生活、文化、交通網等を視野に入れ、広い範囲での新たな市町村合併の検討が必要であろうとしたところであります。

そして、将来にわたって発展する地域をつくり新たな地域再生を図り、地方分権を担っていけることの自治体を構築していくことで、質の高い行政サービスを提供できるような広い視野に立った規模において考えておるところでございます。

それから、どのように行動されるのかというようなことでございますが、本市を含めまして近隣の市町では、それぞれ何らかの形でさきの合併問題にかかわりを持っているところだろうと思っております。それで、仕切り直しにつきましては、それなりのきっかけ、あるいは期間というものを要することになるのじゃないかなと、このように考えます。いずれにしましても、相手方の意向、情勢というものを見きわめながら、合併について考えていかなければならないと思っております。

それから、国、県の押しつけじゃないか云々の話がございました。

市町村合併については、地方分権の推進や少子高齢化、情報化の進展、そして厳しい財政状況での地方自治を考えると合併は必要なものであるとともに、観光資源や産業資源等、合併効果を生む新たな地域再生を考えるべき時期にあると思っております。国においても昨年4月、全国的に市町村合併の進捗状況に差異があることや、効果的で効率的な行財政運営にこたえていくため、新合併特例法が施行されたわけでございます。県は、この新合併特例法に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する構想というものを今年度策定を目指しているわけでございます。

一昨日も、破綻をしたパターンについて申しあげましたが、その中で首長や議会が、そして行政当局の保身や都合に執着することによって消極的であったり、市民投票やアンケートをとる際、意図的に方向をねじ曲げてしまうようなケースを挙げましたが、それらはいずれも正しい情報、データを市民に提供していなかった場合に当てはまるんじゃないかなと、こう思います。

それで、合併は自主的な市町村合併を目指すものであり、市民に正しいデータを提供して考えをいただき、市民の意向を十分酌み取りながら、市民と進めることは当然のことだと思っております。

それから、西川、朝日、両町との前回の合併の破綻の原因は何かというようなことの御質問もございました。

最終的に、集約した合併協定素案と建設計画は、2町に十分配慮されたものでありまして、県内で最もスムーズに調整が進み、これならば住民の理解を得るものと、納得できるものをつくり上げることができたと思っております。

しかしながら、特に西川町において合併協議会の協議結果を町民に正しく説明されたかという疑問は、今でも残っているところであります。そして、町長自身が8回にわたる協議にかかわり合意したものでありましたが、協議が調った後において、わくわくするような夢が描けなかったとか、時間が足りなかったとかなどと発言されました。町執行部は、協議結果というものを一つ一つ自ら町民に、きちんと説明する責任があったのではないかなと思っております。

それから、どうすればうまく進められたと考えているかということでございますが、前回の合併については市民も行政も、そして多くの議員の皆さんにも、本市の将来を思い一生懸命、真摯に実現に向けて取り組んでいただいたものと思っております。

ところで、遠藤議員も所属する政党も、合併には消極的というよりは、反対の立場をとってきたものではなかったのですが、それが今になって、どうすればうまく進められたと考えるかと、まさに他人事のような質問を何を意図してなされるのか、その意図がわかりません。不可解でございます。自ら顧みまして質問すべきではないかと思っております、私の方から逆に伺うところでございます。

次に、雪害対策について申しあげます。

2回にわたって申し入れがあったことについて、いろいろ検討し、対策を講じたところでございます。記録的な豪雪で、行政だけでなく市民も大変な苦勞を強いられている中、日本共産党市議団はこういう2回の質問をなされたわけでございますが、それですまず最初に、12月26日の要望に対しての状況を申しあげます。

除雪について、狭い生活道路の確保のために、小型除雪車を集中的に導入すること。また、朝の出勤時間に間に合うように実施し、日中の融雪によるでこぼこ道路の解消に努めること等々の申し入れがあったわけでございますが、市道の狭い道路については、除雪計画において道路幅員に相応する除雪車を配慮しており、また除雪した雪でより狭くなってきた場合には、市のロータリー除雪車で幅出しをするなどして幅員の確保に努めております。

また、早朝除雪については除雪協力会に対する除雪計画の説明会において、通勤時間までに担当路線を終了するよう指導しております。さらに、融雪によるでこぼこ道路については、状況に応じ日中の除雪で対応し、解消に努めてきております。今後においても、同様に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、歩道と通学路の除雪を計画的に進めることについてでございますが、歩道については一斉除

雪の際に小型ロータリー除雪車、歩道幅員が1.5メートル以上のものでございますが、を配置し、通行の確保を図っております。通学路については、教育委員会と連携をとりながら通学路の確保を図っております。

本年度寒河江、寒河江中部、それから南部の3小学校と陵南中学校、寒河江高等学校の周辺の通学路について排雪作業を実施し、その他の学校周辺についてはロータリー除雪車による幅出しと除雪により、通学路の安全確保を図っております。

次に、交差点において除雪した雪によりまして、見通しが悪くなったり大きな段差が生じた場合の解消についてでございますが、市道の交差点については、パトロールによる調査や町会長などからの連絡により市の除雪車で解消を図り、また県道、国道の箇所についてはそれぞれの管理者に連絡し、対応をお願いしております。

次に、日陰で融雪の悪い場所の市道で、グレーチングふたの部分だけが早く解けて陥没し、車の通行に著しく支障を来している場所について、冬期間だけコンクリートふたへの取りかえを検討すべきでないかということでございますが、グレーチングのふたは県の土木技術マニュアルに基づいて約10メートルごとに1カ所設置されており、側溝の水があふれた場合の対応や道路上の融雪水、それから雨水の排水など維持管理上必要なものとなっております。冬期間中だけコンクリートふたに取りかえることはできません。パトロールの調査などにより、融雪による陥没した箇所が通行に支障を来している路線については、その陥没箇所に雪を入れて埋める方法や、市の除雪車を活用して圧雪をとり平らにする方法などで陥没の解消に努めております。

次に、排雪要望への機器の提供などに機敏にこたえることということもございました。

地区から道路の排雪の要望については、地区よりダンプトラックなどの協力体制をいただき、また市では除雪ドーザーやロータリー車などを配置し、共同作業で実施しております。今後とも地区との連携を図り、適宜市除雪車を配置する共同作業で対応してまいりたいと考えております。

それから、融雪期に起こる急傾斜地の崩落防止のための調査と対策についてでございますが、県では地すべり急傾斜地等巡視員19名を委嘱し、急傾斜地危険区域の巡視をお願いしております。これらの方により、地割れや小規模崩壊等の異常を発見された場合には、県を通し市へ連絡が入ることになっております。このため急傾斜地の崩落対策は、県との連携を進めてまいりたいと考えております。

なお、市においては毎年がけ地等危険区域の防災調査を県警察、消防署と共同で実施し、住民に対し避難場所の確認や異常の有無を調査しておりますが、今年は記録的な雪害でありますので、この調査を融雪期に実施すべく関係機関と協議したいと考えております。

それから、2回目の14日の申し入れについて申しあげたいと思います。

このときの申し入れは、身障者、高齢者対策を初めボランティア等が主な内容で、豪雪対策連絡会委員長に対するものでありました。本市の豪雪対策連絡会は、前にも申しあげましたけれども、昨年の暮れ、12月としては近年にない記録的な豪雪であったため、12月28日に17の課で構成する寒河江市豪雪対策連絡会を設置し、降雪に起因する被害を防止する施策をとることいたしました。

豪雪対策についての追加、第2次の申し入れがあり、その内容について第2回対策委員会で協議いたしました。特に身障者、高齢者世帯の状況を把握し、対応することいたしました。追加要望の中に、町会長連合会、民生委員協議会、消防団の3者による弱者支援のための連絡協議会の立ち上げがありました。町会長は町会長としての、消防団は消火栓や防火水槽の確保などそれぞれの活動があ

りますので、身障者、高齢者世帯等については、民生委員の方から状況調査をしていただき、その対策を豪雪対策連絡会議において検討し、速やかな対応を講ずることとしたところでございます。

次に、道路の排雪であります。道路交通の安全確保を図るため、学校周辺の通学路、幹線市道などについて排雪を実施しております。また、地区の生活道路の排雪には、地区より運搬トラックの配置等の協力体制をいただき、市の除雪ドーザーやロータリー車との共同作業で対応しております。これらの作業には、除雪協力会から排雪用ダンプトラックと運転手、地区からは交通誘導員をお願いいたしました。

次に、軒先の被害のことでございます。

家屋の被害としては、消防署で豪雪による被害として罹災証明を交付した件数が9件あります。原因ということでありますが、12月上旬で降った雪がそのまま根雪になったこと、それに加えて連日の厳しい冷え込みを伴いながら降り続いた日が多かったことが原因と思っております。

次に、政府に対する豪雪対策予算の要望についてであります。1月5日に県市長会では今冬の、この冬の豪雪による除排雪経費に対する財政支援について、国に対し要望をいたしたところであります。さらに、1月12日は市長会長、県知事、町村会長の連名で豪雪災害に関する緊急要望として、道路の除雪に対する国庫補助金の増額及び拡大を初め、公共施設に係る除排雪経費に対する補助制度の適用、高齢者世帯等の除排雪に対する支援等をいたしたところであります。

除雪費補助金については、2月7日付で国土交通省より臨時市町村道除雪事業費補助金として、山形県に事業費で5億2,900万円、本市には事業費で1,300万円、補助率2分の1で650万円の補助内示があったところであります。今回補正予算(第7号)で歳入として受け入れたところでございますので、御案内かと思えます。

以上です。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 大変丁寧な答弁で、質問の1.5倍ぐらいの答弁時間になっております。おまけに逆質問までいただきまして、時間の節約をお願いしたのですけれども、守ってもらえなかったという気がします。

活断層問題についてでありますけれども、第1問でも申しあげましたが、災害一般にとどめておけないような大きな問題ではないかという観点からの提案で、そのための振興計画上の記述が必要なのではなかったのかというふうな提案を申しあげたんです。

その他、土砂崩れとか雨とか雪とかというのの災害と、同列には論じられない大きな課題なのではないかという提案なのですが、それに対する御答弁は格別なものではなかったと。防災計画でも、私拝見いたしましたけれども、あれで十分だというふうには私は思っておりません。

一つは、繰り返しこれまでもお聞きしておりますけれども、活断層のより詳細な調査がなされていないんです。それで、寒河江で具体的に露見したのは、高速道路の工事の途中に、高瀬山で活断層の断層が見つかったというだけでありまして、よりどこまで続いているとどこで切れていて、どこからまた始まっているのかとか、そういうふうな調査がなされておりません。今後10年間の間に、そういう調査をきちんとすべきだと、計画的に。そういうこともあります。

要するに、そういうことを上げればたくさんありますけれども、それに対する具体的な施策を振興計画の中に触れておく必要があったのではないかと。発表してしまったので、今さら直したり追加したりできないということであれば、より具体的な施策の中で、その点を位置づけてやっていく必要があるのではないかと。

その手の提案は、これまで数多くやっておりますので、余りやりませんけれども、いわゆる耐震調査あるいは個人家屋への耐震補強工事への助成とか、いろんな課題を全国の自治体で取り組んでいるわけですが、そういうものに対する寒河江市としての取り組む姿勢が問われているというふうには私は思います。無論自主防災組織の早急な立ち上げなども当然必要ですけれども、そういうものをどう考えているのかという質問だったんです。

それから、合併問題ですけれども、共産党や遠藤聖作の意見を聞きたいというふうな話でしたので、この問題、今回初めてではないですね、議会で取り上げたのは。過去3回か4回取り上げているはずなんです。その一等最初取り上げたときの議会の質問で、私たちの合併に対する見解というのをきちんと表明しています。

いわゆる、合併そのものを否定するものではない、当然自然的な、歴史的な条件で合併に至る自治体もあるだろうし、そういう場合は私たちは反対はしない。しかしながら、今回のようなだれが見ても明らかですけれども、特例債をえさにした政府の押しつけ合併、無論その背景には交付税の削減とか、さまざまな弱小自治体いじめの施策があったわけですが、そうやって追い込んでいくようなやり方が果たして正しいのかどうかということから、この問題始まっているわけでありまして、情報操作どうのこうのという問題今回もおっしゃいましたけれども、それは私はわかりませんが、ただ少なくとも住民が意思を表明したのが朝日町と西川町だったわけですね、アンケートによって。寒河江は、それすらやらなかった。そういうことの中で、一部執行部あるいは当局者の手によって、あるいは政府主導でいろんな仕組みがつくられたとしても、住民がどう考えているのかというところが

なければ、合併はうまくいくわけないんです。

そういう教訓の上に立って、今度の新合併法ではどうなんだと市長の見解を聞くのは当たり前でありまして、お客様と言いましたっけ……（「他人事」の声あり）

他人事のような聞き方をするというふうな話がありましたけれども、まさに当事者としてお聞きをしているわけです。私も寒河江市民の一人として、そのことを聞くのは当然だし、それだけの権限を市長は持っているわけでありますので、それに答弁するのは当たり前だと。しかも、この合併に対しては全国でさまざまな反応がありまして、何も佐藤市長のような姿勢だけがすべてじゃないです。

県内でも、大江町とかでは首長として合併はしないということを、自立の道を歩んでいくということを打ち出している首長もいるようですし、新潟の加茂市長のように全国を講演して歩くような市長もいるぐらいです。そういう意味では、必ずしも寒河江のケースが特異なケースではないと、あるいは全国的に先進的な例でもないということで、そういう立場からの大きなスタンスからの合併問題のとらえ方というのが必要なんじゃないかというふうに思いますので、伺ったわけです。

それから、雪害問題は大変詳しく答弁いただきましたけれども、私たちは過去にも当局に申し入れを何年か前にもやっていますし、別段今回に限ったわけではないんですけれども、時間がないので、数点に絞ってお聞きします。

一つは、ひとり暮らし老人の、あるいは老人だけの世帯の屋根の雪おろしを何とかしなきゃいけない、みんな思ったはずですよ。私もそう思いました。私の近くにもそういう御家庭がありまして、ひとり暮らしのお年寄りがいて、かなり古いうちで1メートル50も雪が積もっていて、見るだけでつぶされそううちだったわけですけども、それで何か方法はないかと。本人にも相談したんですけども、1万2千円の2回分のお金では、人を頼んだら、商売人を頼んだらとても足りないということで本人はためらっていました。

それで、子供さんも遠方にいるんですけども、連絡とってみたんですけども、すぐには来れないということだったので、何とかしなきゃいけないということで町会長さんに話をして、そして地域の青年組織ありますけれども、親和会あるいはスポーツ愛好会等の青年組織もありまして、そういうところに町会長さんから呼びかけていただきまして、そして民生委員の方にも立ち会ってもらって、7名で雪おろしをしました。2時間ほどで終わったんですけども、その準備の過程の中で多くの人から言われたのは、うちの周りの雪を片づけたりするのはそんなに危険ではないけれども、屋根に上って、あるいは2階に上って雪をおろすという作業は危険が伴うので、万々そうやって例えばがをした場合、ボランティアで参加した人はどうなるんですかということを知りました。

それで、それは今のところ何にもないんだと、だから大変申しわけないけど、気をつけてやらうしかなかったということをお願いしてやらしてもらったんですけども、ボランティアは無償のボランティアとして頑張るにしても、やっぱりそれを補強する支えるような仕組みがないと、ボランティアも育たないのではないかというふうに思います。こういうふうな危険な作業を伴うボランティアの場合は、でなければ、高齢者住宅の雪おろしの助成金をもっと多額にするとか必要なわけですけども、財政逼迫の折、そうはできないということであれば、やっぱりむしろボランティアを活用した場合は、雪おろし助成金の一部を障害保険の方に振り向けるというふうなことだってできるのではないかとこのように思うわけです。

そういう弾力的な対応をやらないと、500世帯を超える高齢者、もっともお金があって自分で雪おろ

しできるという人もかなりいます。うちの民生委員から聞いたら、かなりの人がそうやってやったということでしたので、実際にボランティアが必要な高齢者の住宅というのはそんなに多くはないと思いますけれども、実際そういう人たちは現に存在するわけです。ですから、そういう何らかのやわらかい頭を使って弾力的に対応していくというふうな、しかもボランティアも支えていくというふうなことが必要なのではないかとということからの問題提起であります。

グレーチングの問題も、そういうことであれば大変難しいのかなというふうに思います。しかし、10メートル置きではないですね、必ずしも。数カ所にどどっとあったり、ずっとなかったりというふうなところもありますし、それからパトロールしてくださっているということでしたけれども、必ずしも機敏なパトロールというわけではないと、私が知っている箇所は。しかも、場所によっては余り降らない日でも、吹きだまりで小路のような小さい市道には、どどと雪が積もるときがあるんです。

そういうところは、もう何回か車通っちゃうと踏み固められちゃって、そして今年なんか1尺以上積もったというところ、かたくなって積もってしまったというところもありますけれども、そのところはもう陥没するわけです、文字どおり。そういう意味では、まめに入ってもらわないとロータリーなんか通っても、乗り上げるだけで排雪もならない、除雪もならないというようなところが何カ所か今年がありました。そういうところの対応を言っているんです。

いわゆる、グレーチング全体のことを言っているんじゃないくて、その狭い道路で、日陰で、そして吹きだまりでというようなところの場合は、特別な対応が必要なんじゃないかというふうな意見として申しあげたわけです。市長のさっきの話だと、雨水が流れなくなるとか話がありましたけれども、そういうところはもう解けもしないし水も流れないです。ただ空気が下通ってるもんですから、そのところが解けて陥没するということだけが起こりまして、そういう意味では弾力的な対応をこれもお願いをしたいということです。

それから……時間がありませんね、もっとたくさんあるんですけども、後でもしあれだったら直接担当課の方との話も進めていきたいと思います。

以上で第2問終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 地震対策が、詳細にわたって第5次振興計画に載っていないのじゃないかと、こういうような御質問だろうと思いますが、やっぱり自然災害ということで、その対応というようなものにつきましては、事細かには載せなかったかもしれませんが、先ほど申しあげましたように前に定めたとおりの対策要綱と、こういうものについては地震対策、そして安全、安心な地震に強いまちづくりという一項目を置いて述べておるわけでございますので、それらを十分一体となつての取り上げ方をするとすることに尽きるかと思ひます。

それから、調査ということでございますけれども、活断層云々の調査につきましては、これまでも何回となく議員の方からも質問があつたわけでございますけれども、これは一市だけじゃなくて県と一体となつてやるんだとか、あるいは県に主導権をとつてもらつてやつてもらふというようなことを県にも要望しておるところでございますし、そのようにありたいものだなと、こう思つております。

それから、なぜ壊れたかとかというようなことは、先ほども逐一申しあげたところでございまして、要はデータが、十分に市民に判断されるような正確な情報というものを流していなかったのではないかと、そういうことが、これは将来においてもそのようなことがあつてはならないと、このように思つておまして、やはり首長とか執行部の都合のいい情報で市民の考えを左右するようなことでは、これはうまくないと、こう思つておるわけでございますし、市民が流布されたところの風評で動かされるようなことのないように、十分注意しなくちゃならないと、このように思つております。

それから、災害の問題でございますけれども、災害補償、特にボランティア活動に行った場合の災害補償とか後遺障害とか、そういう問題につきましては、まだ制度的に固まっているかどうか私も十分把握しておりませんが、わかつておれば担当の方から申しあげたいと、こう思つておるわけでございます。

いずれにしましても、この豪雪によりまして、いろいろな反省すべき点、あるいは対応として考慮すべき点というようなものがいろいろ出てきたかと思ひますので、それらを総括しながら次の豪雪というものに対する反省の材料なり、あるいは対応に向けての参考ということに生かすということにしてまいりたいと、このように思つております。

それから、グレーチングにつきましては、これは担当の方から申しあげたいと思つております。
以上です。

○新宮征一議長 生活環境課長。

○有川洋一生活環境課長 お答え申し上げます。

町会とかで、雪おろしに関してボランティア活動をやった場合の保険というふうなことでございますけれども、全国社会福祉協議会の方でやっておりますボランティア活動保険というふうなものがございまして、これには市の社会福祉協議会の方でもボランティアセンターがあるわけなんですけれども、そのところに登録をしていただいて、これは個人でも団体でもいいんですけれども、雪おろしに限らずボランティア活動をやった場合には保険がおりるというふうな制度がございまして、それで、それに加入していただくようお願いをしているところでございます。

それから、これは17年度、今年の冬からというふうに聞いておりますけれども、ボランティア行事用保険ということで、これは団体の保険がございまして、それについても加入すれば、保険金が何かあった場合はおりるというふうなことになってございます。

それから、ボランティアでなくても、いろんな行事について町内会等で自治会活動をやった場合に、そのときにけがをしたり何かした場合の保障についても、いろんな保険会社の方で企画している商品がございまして、それについても加入するようというところで、生活環境課の方で毎年1回ですけれども、進めているというふうなところでございます。

それから、ボランティア活動についての保険に、個人的にでも団体でもなんですけれども、加入した場合については、今そのタイプもいろいろあるわけなんですけれども、基本タイプといたしまして1人300円の掛け金でやっているところがございまして、その分については市の方から半分、150円の助成をしているというふうなところでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 土木課長。

○浦山邦憲土木課長 グレーチングの陥没しているところの、ひどいところについての弾力的な対応というふうな御質問ですけども、今市長からありましたように、一般的には調査をして、そしてそこを平らにする方法として、手っ取り早いのは雪を埋める。それから、それができないという場合については、またロータリー車、そういった中での対応をすると、こういう一般的なやり方だと思っています。

ただ、今御質問のようなところで、またそれが対応ができないと、それ以上に何かあるというような場合につきましては、その状況を踏まえた中で、何かいい方法も今後検討していきたいと思います。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 何分ですか。

○新宮征一議長 1分。あと1分。残り1分です。

○遠藤聖作議員 最後に、じゃボランティアの方だけですけれども、各町会にそれ徹底していないですね。

それから、基本的にはやっぱりボランティアですので、もし雪おろし助成金などを回して、全額市で負担するというようなことぐらいはやれるんじゃないかと、300円ぐらいであれば。かなり広範囲にわたるもんですから、そういう危険なものについては、そういうふうな対応が必要なんではないかということを要請して質問を終わります。

内藤 明議員の質問

○新宮征一議長 通告番号18番、19番について、17番内藤 明議員。

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 おはようございます。

私は、通告している質問事項について、市長に質問をいたします。質問に先立ち、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思えます。

最初に、第5次振興計画における目標年次の人口と世帯数についてお尋ねをいたします。自治体における人口の伸長は、よく市勢をあらわすバロメーターと言われ、振興計画においてはこれまでも目標年次の人口や世帯数を設定し、それに向かって計画を推進してきました。

市長は施政方針の中で、前回国勢調査の平成12年より昨年的人口が伸びたのは、本市など4市1町だけだとして胸を張りましたが、それはそれとして大変喜ばしいことでもありますけれども、第4次振興計画の指標である目標年次の人口は4万8千人で、世帯数は1万3,500世帯と想定しています。しかし、この2月末現在で人口は4万4,202人、世帯数1万2,711となっており、指標とした数値には到底達しないことは既に明らかであります。私は、為政者としての首長は反省すべき点は率直に反省して、どこに問題があったのか振り返り、新たなまちづくりに当たることも、またあってしかるべき姿だと思っております。

ところで、第5次振興計画は他に類のない寒河江市ならではの計画としていますが、指標とすべき目標年次の人口、世帯数などは示されておりません。画竜点睛を欠くという諺語がありますが、大変気がかりであります。

そこで伺いますが、目標年次における人口、世帯数をどのように想定してまちづくりを進めるのか、まずお尋ねしたいと思えます。

次に、将来人口の推計について伺います。

都市計画をはじめ各種事業を推進するに当たって、よく百年の大計ということが言われ、まちづくりが行われております。日本の人口は減少に転じ、少子化時代の中で将来人口について厳しいことが予測されております。

そこで伺いますが、合併をしない現在の条件のもとで2030年、2050年、2100年の本市の将来人口をどのように推計しているのか、お尋ねしたいと思えます。

次に、生活排水の処理について伺います。

下水道の整備は、水環境の保全あるいは快適な生活環境をつくる上で欠かせないものであり、本市では生活排水処理基本計画に沿って整備が進められてきました。ところが、第5次振興計画の中で今後の生活排水処理施設整備については、投資効果も含めて効率的に、さらに水環境という総合的な観点からも検討を進める必要があるとし、計画変更もあり得るような示唆をしております。

そこで伺いますが、下水道の未整備地域についてどのように対処する考えか、お尋ねしたいと思えます。

次に、市民浴場の将来展望についてお尋ねをいたします。

先日の全員協議会の中で、クア・パーク民活エリアに公衆浴場の計画が示されました。その説明内

容からすると市民浴場との競合が予想され、サービスや料金設定、あるいは近隣の施設の条件を考えれば、市民浴場の利用者は激減することが心配されます。

そこで伺いますが、市民浴場を将来どのようにする考えなのか、お尋ねしたいと思います。私は、当面利用者が求めるかけ流しや、さらにサービスを充実して利用者に還元をすることが重要と考えますが、あわせて市長の見解を承りたいと思います。

続いて、図書館業務の民間委託と課題について伺います。

図書館の民間委託の効果については、開館日の増加、開館時間の延長によるサービスの向上、経費削減が効果として上げられていますが、私は公立の図書館は文書館的な役割も持っており、負の部分も考えなければならないというふうに思っております。

ところで、公文書館法は、国や地方自治体が歴史的に重要な公文書等を保存する責務を有することを明記し、本来ならすべての自治体で備えるべき施設と思いますが、公文書館を持っている自治体は全国で50団体弱の数しかありません。公文書館を持たない自治体における図書館の役割は大きく、すなわち公文書館のない図書館においては、次代に継承すべき資料を選択、収集、保管するという文書館的役割を担っていると言えると思います。民間委託によって、こうした公立図書館の機能が失われ、単なる書庫になる危険性がありますが、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

重ねて誠意ある答弁をお願いして、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず人口問題でございます。

本市の人口は、合併後、昭和45年までは減少したものの、その後微増を続け昭和55年の国勢調査において4万1千人に達し、昨年の平成17年国勢調査では4万3,625人と増加してきました。御案内のとおりでございます。

しかし、全国的に人口減少が予測される中、国立社会保障・人口問題研究所の日本の市町村別将来推計人口においても、将来の本市の人口は減少傾向にあるところでございます。これは、コーホート要因法という方法で推計しておりますが、ある基準年次の男女年齢別人口をもとに、人口動態率や移動率の仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法でございます。これには、政策的な要因は加味されておられません。

人口推計によれば、平成19年から減少するであろうとされておりましたが、昨年から日本の人口が減少に転じ、今後加速度的に進むものと見られ、専門家においても将来の人口を予測することは非常に難しく、第5次振興計画に、目標年次における人口と世帯数は掲載しないところでありました。しかしながら、土地区画整理事業等による宅地開発や都市基盤の整備、さらには子供を産み育てやすい生活環境整備や新たな企業の誘致による就業機会を創出し、安全で快適な居住環境を提供し、人口について現状よりも少しでも増加につなげられるよう第5次振興計画で示した施策を実施してまいりたいと考えております。

また、世帯数は昭和60年の1万42世帯から平成17年には1万2,597世帯となっており、この20年間に約2,500世帯の増加となっておりますが、1世帯当たりの世帯員数は4.2人から3.5人に減少しております。今後も核家族化の進行や単独世帯の増加等により、世帯数は微増傾向が考えられるところでありますが、今の世帯数からそう多く増加していくとは考えられないところであろうと思います。

次に、2030年とか2050年とか2100年の将来人口についてはどう考えるかという質問がございますが、将来の人口につきましては、本市独自の推計は行っておりません。

また、百年の大計ということでございますけれども、特に人口については、国家的にも百年の計を見据えたものでなければならぬものだと思っております。時代は常に変化する中であって、まちづくりは目先のことだけではなく、恒久的で永々と発展し続けるまちづくりを進め、目指さなくちゃならないと思います。それらを子孫に伝え、残すことが私たちの仕事であろうと思っております。市政運営の基本方針でも申しあげましたように、駅前中心市街地整備事業や国営寒河江川下流農業水利事業などは、まさに百年の大計に立った大事業だと思っております。

次に、生活排水の処理についての質問についてお答え申し上げます。

現在の事業認可区域における具体的な整備状況は、平成14年度に平成20年度を目標とする変更事業認可の採択を受け、公共下水道事業を1,067ヘクタール、特環公共下水道事業を93ヘクタールとして事業を進めております。この結果、公共下水道は平成20年度までには、残りの整備区域となっておりますところの宝、西根下河原、そして柴橋が完了する予定となっております。また、特環公共下水道につきましては、平成9年度から事業を実施してまいりました三泉地区60ヘクタールが、本年度で完了

する予定となっております。

このような状況の中で、下水道事業という独立採算の原則に沿った事業のあり方を常に念頭に置きながら、今後の本市の下水道事業をどのように進めていくべきかを検討しております。一つには、現在事業認可区域となっている高松地区で、浄化槽設置率が70パーセントを超えておりますし、ほかの下水道未整備地区でも高い浄化槽設置率を示しており、さらに宅地面積が広くなることから分担金が高くなることにより、早急には下水道への接続が期待できない懸念があること。

また、下水道特別会計における市債残高が現在129億円に達し、その後平成22年度にはピークを迎え、下水道特別会計、ひいては本市の財政への圧迫を増幅させかねないこと。そして、昭和58年に供用開始した浄化センターが施設の更新時期を迎え、今年度から平成23年度までの計画で、多額の事業費を投じ更新事業を進めていかなければならないことなどがあるわけでございます。現在も、毎年一般会計からの繰出金が、8億5千万程度の金額が繰り出されておる中で、これからの本市財政の負担軽減に努め、後顧に憂いを残すことのないようにするためにございます。

この結果、今後における事業箇所としては、ただいま申しあげましたように20年度までの計画区域としているところの宝、西根下河原、柴橋地区の公共下水道整備でございます。そのほかに、浄化センターの施設更新事業を行います。さらに、木の下地区土地区画整理事業に伴う汚水、雨水管渠事業とし、事業を進めていきたいと考えております。このために、公共下水道事業区域及び特環公共下水道事業認可区域を除く地域については、今後も合併浄化槽の補助対象地域とし、当分の間下水道未整備地域についての新たな事業認可の計画は策定せず、合併浄化槽によって対応していきたいと考えております。

このようにして、第5次振興計画に掲げる現況と課題の投資効果も含めて効率的に、さらに水環境という総合的な観点に立脚しながら、基本目標に掲げる公共用水域の水質保全に努め快適な環境づくりを推進し、より豊かな住みよいまちづくりを進めていく一翼を担っていくことにしておるわけでございます。

次に、市民浴場のことについてお尋ねがございました。

現在の市民浴場は、市民に身近な温泉銭湯として泉質のよさの魅力から、市内外から多くの利用をいただいているところであります。今年度に入り、トイレの洋式化などの改装を行うとともに、石けんやシャンプーなどを備えつけるなどの改善を行い、サービスの充実を図ってまいりました。

温泉をかけ流しすることや、サービスの充実をとのこともございますが、現在1分間に400リットルの源泉を給湯しておりますが、シャワーや浴槽からあふれたお湯はそのまま排水しており、循環に使用してはおりません。浴槽に沈んだごみを除去するためのろ過を行っておりますが、源泉の温度が50.6度と高温のために、ろ過を行った後の同じ温泉の少し冷めたお湯を加えることで、水などをまぜることなく温度を下げるができることから、ろ過後のお湯を利用して湯温の調節を図っているものでございます。かけ流しだけでは、現在の空冷による温度調節ができず、水を加えるか大規模な施設整備が必要で維持費も多額となりますことから、現在の方式が最善と考えるところでございます。

その他のサービスの充実に関しては、平成19年度から指定管理者制度というものを導入いたしまして、市民浴場の管理については、すべての業務を一括して委託することになりますので、指定管理者により柔軟な提案によるサービスの充実、向上が図られるものと考えているところでございます。

このたび民間によって、レストラン、物販施設を備えた公衆浴場が新たに設けられる計画がありま

す。これにより、浴場の選択と利用の機会がふえることになることから、市民サービスの向上が図られるものと考えているところであります。市民浴場については、今後とも身近に親しめる温泉銭湯として将来とも継続してまいります。民間公衆浴場の建設により、市民浴場の利用者の激減が心配されるのじゃないかということもあるわけですが、市民浴場は市民浴場としての利用形態、民間の公衆浴場は民間の浴場として、それぞれ特徴を持って運営されるものでありまして、近くに二つの浴場があることによって、双方とも利用の魅力が高まるものと思っております。

クア・パーク内では、ほかにも事業が着手される予定であり、また南部地区において多目的水面広場やグラウンドを備えた最上川寒河江緑地やウォーキング運動のルートづくりとなるフットパス整備事業も進んでいるところであります。従いまして、それらの施設整備に伴い利用者の方々からの市民浴場利用も見込まれますので、市民浴場の将来性が懸念されるものとは思っておりません。

それから……先ほど、温泉の湧出量につきまして1分間に400リットルを40リッターと言いだえたようでございますので、おわびして訂正させていただきます。

それから、図書館業務の民間委託の問題でございますが、と絡んでの公文書館のことでございます。

公文書館法は、御案内のように昭和62年に制定され、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的としておるもので、その第3条におきまして「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」と規定されております。しかしながら、国の解釈では歴史的に重要な公文書等を保存する責務とは、法律上の義務とは異なるものであると。また、公文書館を必ず設置しなければならないことを定めているものではないとしております。

図書館業務の民間委託と公文書等の収集、保存との関係の御質問なわけですが、本市における市史編さん事業としまして、過去の公文書等も含めて資料の収集、保存等を行い市史を発刊し、市民の利用に供しているところであります。また、明治、大正時代における旧郡役所関係の公文書等については、郷土館において保存、展示を行っているところであります。さらに、本市の誕生以降の公文書については、文書取扱規程に基づき重要な書類で永久保存の必要がある場合は、保存年限を永久とし、各課で整理、保存を行っているところであります。

このように公文書等の収集、保存については、図書館の業務として行っているものではありませんので、図書館業務の民間委託は公文書等の収集、保存とは関係のないものと考えております。

以上です。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員。

○内藤 明議員 どうも1問に対しての御答弁ありがとうございました。

2問目に入りますが、一つ目が第5次振興計画の目標年次における人口と世帯数は、いろいろ難しいというふうなことであったのかなというふうに思っていますが、私もさっき1問で申しあげました。要するに大きな指針がなくなるわけでありますから、まちづくりにも支障を来すんじゃないかなと、こういうふうに思っております。他に類を見ない振興計画だという割には、画竜点睛を欠くんじやないのかと、こういうふうな指摘をしたわけでありますけれども、そんな答弁でありました。そうしたことは大変重要なことでありますので、ぜひその中に記載なくとも、これからもきちっと目標を立ててまちづくりに当たるべきだというふうに考えますが、改めて市長の御見解を承りたいというふうに思います。

それから、将来人口の推計について本市では行っていないということでありました。それでは、別の角度からお尋ねをしますが、それでは県や国、そうした機関での、あるいは別の機関でもいいですが、そうした推計をしていることについての資料はお持ちなんでしょうか、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、排水処理計画について私が心配していることがだんだん現実味を帯びてきましたが、地域住民はこうしたことを前々から非常に心配をしておりました。全協でも申しあげましたが、要するに下水道などのインフラは、行政でないとできないんです。しかも、均衡ある発展というふうなことを考えれば、それは欠かせないものであるというふうに私は考えています。

人口というふうな意味では、未整備地域にある地域の人口は、かなりやっぱり減少しているんじゃないかなということが推測できますし、そういうふうな整備がおくれていることも、私は減少している一つの原因として上げられるんじゃないかというふうに思っています。

私の地域も未整備地域であります。よく住民の方々に言われます。その方々の言われることをそのまま申しあげますと、私たちはここで長い間住民として、寒河江の市民として税金を払いながら、市勢発展に幾ばくかの力を注いできたつもりだけれども、新たに住民になった方々と比較をすると、そういうふうな恩恵が受けられないというのは、おかしいんじゃないかということをよく言われます。

誤解があると悪いので、申しあげておきますけれども、もちろん新たに住民になった方々も大切な市民でありますから、大事な市民でありますから、そうしたことについての必要性はあるわけでありますけれども、そういうふうな点からすると、ぜひ同じような恩恵が受けられる、こういうふうな施策を私は講ずるべきだというふうに思っています。

最近になって、そういう未整備の地域について申しあげますと、ようやく農業が弱くなったということもあるというふうに思いますけれども、例えばホテルとかオニヤンマであるとか、大体集落の水が入る部分あたりでは出てくるようになりました、そういう水生昆虫が。ところが、集落を出るところになりますと生活排水がまぎってしまって、汚濁が激しくなって夏場なんかになるとボウフラのわくような状況になっている。そういうことをやっぱり踏まえながらぜひ、財政が厳しいというふうに、私はそれも理解をします。しかし、均衡ある発展というふうな意味からすると、そういうふうな施策はどうしても私は必要なんじゃないかなというふうに思っております。

仮に一步譲って、もし合併浄化槽でそのままいくんだというふうなことであれば、せめて、いくんだというよりも、そういうふうにしたいというような考え方であるならば、そうした地域住民に対してアンケート調査をするなり、あるいはいろんな座談会や、方法はいろいろあるというふうに思いますけれども、などをしながら十分納得を住民にさせていただくような方策を講じないと、住民の不満は、それは行政不信になってあらわれるというふうに思います。

私は、ベターな方法は住民に対して下水道についてのアンケートをとり、特に、といいますよりも、未整備地域の方に限ってアンケート調査をやって、ぜひその結果、下水道を整備すべきだということなことが大多数の意見であるとするならば、厳しくともそうした下水道を整備するというような方向性をとるべきだというふうに思っております。先ほどもありましたが、自治の基本は住民の考え方、決定でありますから、そのことをもってぜひ事に当たっていただきたいというふうに思いますが、市長の御見解をいただきたいというふうに思います。

それから、市民浴場についてもお尋ねをしましたが、何とお答えになったのかな、両方が、民間のそうした設備と施設と、市民浴場の施設がそれぞれあって魅力が高まるということで、利用者が減るとは思っていないというようなことでありました。私は、市長の見解と異なりますけれども、市民浴場は200円ですよ、この前全協のときに話を伺いましたが、民間の方は300円の料金設定だということふうにお話しされました。その100円の差は確かにありますけれども、左沢の、大江町の温泉も200円と300円の部分ありますけれども、300円の方にかなり客数があるというふうにお聞きをしておりますし、その点からただけでも、かなりの部分が300円の民間の設備の方に、施設の方に行ってしまうんじゃないのかなというふうに思います。

そういうふうに、市長は最上川緑地公園のところに入々がこれから大勢集まって、利用者があるからというようなことでありましたが、それも確かにあるでしょう。しかし、総体的に見ればそうした流れに、そうした民間の施設に行くことは、私は火を見るよりも明らかなというふうに思っております。そういう点で、ぜひ今からそうした対策を講じておかないと、大変な状況になるんじゃないのかなというふうに思っていて、お尋ねをしたところであります。

ところが、トイレもつくったなんていうような話もありました。それは、この前も申しあげましたが、使いにくいトイレでは、なかなか要件を満たしているというふうにはならないんじゃないのかなというふうに思っていますので、繰り返すことは避けますけれども、そうしたことについても、ぜひきちっと対処をしていただきたいということを申しあげておきたいというふうに思います。

それから、かけ流しの話も私申しあげました。今の現況では、あの方法が最善なんだということなことでありますけれども、時折私も空き時間といいますか、テレビを見る機会があつて旅番組なんかよく見ますが、そうしたところの旅館の行く先々で、ほとんどと言っちゃなんですが、ほとんどがかけ流しを売り出しにしております。ですから、せっかく湯量もあるし、これからのことを考えれば、利用者もそういうふうに言っているわけでありまして、利益も出ているわけでありまして、それを利用者に還元するというふうなことも第一義的に考えておく必要があるんじゃないのかなというふうに思っております。

そういう点で、難しさはあっても今のうちからそのような対処をしていかないと大変な事態になるというふうな危険性がありますので、もう一回市長の御見解を承りたいというふうに思います。

それから、図書館の民間の委託の関係であります。私は公文書館法の関係についても申しあげま

した。市長は、公文書館法の解釈、いわゆる自治体の責務についていろいろ述べられましたけれども、公文書館は本市にないわけで、これからはこうした図書館がそういうふうな役割を果たすべきなんではないのかなと、いうふうなことを私は申しあげたつもりでございます。

そしてまた、そうした法律に基づく公文書等は、関係各課あたりにも備えてあるというふうなことでありますけれども、市民のやっぱり知る権利というふうなことをもって基本に据えるならば、これからは、現況ではですよ、現況では図書館をそういうふうな場に位置づけて、本来は別のものがあるべきだというふうに思いますけれども、現況ではそういうふうなところに置いておくのが必要なことではないのかなと、こういうふうに思っておるわけでありまして。

特に最近、行政に対して市民の参加、あるいは市民の自己責任というようなことが問われているわけでありまして、そうした自立をする市民が自分の意思を決定するに当たって、そうした情報を十分に入手できる。そうしたことを整える必要があるのではないかというふうに思いますので、そういう意味では現況からすると、図書館の果たすべき役割というのは非常に重要なものではないのかなと、こういうふうに思っております。

でないと、ただ単に無料の貸し本屋みたいな形になってしまっはならないというふうに思いますし、そうした図書館についての役割をもう一回やっぱり問い直す必要があるんじゃないのかということをおもっておりますので、改めて市長の御見解を承りたいというふうに思います。

以上、2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 人口のことですが、これまでですと人口は伸びるもの、あるいは経済は右肩上がりに上がるものと、このような先入観があったのだと、こう思っております、あらゆる国の計画であろうが、あるいは県の計画であろうが、市町村におきまして、人口は伸びるものとしての発展計画とか、あるいは振興計画というものをつくってきたらと、こう思っておりますが、御案内のように2年前倒しに全国の人口も減ってきていると。

そしてまた、将来も非常に悲観的なものしかないというような中で、やっぱりそういうことを経験したことのないところの日本でございますし、地方自治体でございますから、じゃどのようなそれに合ったところの方針を立て、あるいは施策を講ずるか。特に少子化時代に対してのというようなことの対策というのは、非常に今はもう見えないのではないかなと、このように思っております。

ですから、少しでも歯どめをする、あるいは人口増につながるための施策というものを、これを講ずることによって歯どめをかけていく。そしてまた、将来の発展に結びつくようなことを講じなくちゃならないと、こう思っておるわけございまして、ですから先ほども申しあげましたように、人口の将来の推計につきましては施策というものが全然入っていないわけでございますから、入っていないのは入っていないにしましても、寒河江市としましては、さらに人口なり世帯なりがふえて、そして元気のいいところのまちにするようなことを、やっぱり施策なりとっていかなくちゃならないのだからと、こう思っておるわけございまして、そういう意味合いの振興計画でございますので、御理解は得たと思っております。

それから、推計をすとかしないとかは、国なり県なりにあるのかどうかということですが、私もはっきりはしませんが、せめて県あたりは何か持っているんじゃないかなとは思いますが、はっきりしたところ私はわかりません。

それから、下水道を通しまして均衡ある発展とか、あるいは恩恵を等しく受けるというようなことを申しあげましたけれども、うちの方でも下水道計画というようなものを立てまして、いろいろ考えてきたところでございますけれども、この環境に対するところの市民の、これは国民といってもいいですけれども、市民の関心というものは非常に急速に高まっているというふうに思っております、公共下水道等で整備する速さを超えておるのが現状じゃなかろうかなと。それで、単独浄化槽だけじゃなくて今度は合併浄化槽と、こういうように進んできたものと、このように思われるわけでございます。

けれども、じゃ下水道に切りかえていくというふうに行行政として、あるいは独立採算制を持つておるところの自治体として、切りかえていくことがどうなのかというようなことについていろいろ検討した結果、先ほど答弁申し上げたようなことになってきておるわけございまして、市の下水道というようなものにつきましては、非常に現在、これは考えられないことなんだというようなことを改めて検討、考えておるところでございます。

それから、アンケート云々というようなことを通して、市の方針というようなことでの話もありましたけれども、私は現在の今考えていることを十分に市民に周知徹底して、そして御理解をちょうだいするという方向でいけばいいんじゃないかなと、このように思っております。

それから、市民浴場と公衆浴場の関連等々についてのお尋ねがございましたけれども、あそこはク

ア・パークということでございまして、いろいろな温泉があってそれぞれに応じて好みなり、あるいは金額等々に応じた利用の仕方とかあると思うわけでございまして、今年が寒河江市の開湯50周年ということであって、もっともっと寒河江市の温泉というものを売り出さなくちゃならない時期にあるわけでございますので、いろいろな温泉の中でいろいろの趣味といいますか、利用の仕方に応じて、それぞれの魅力を受けて享受できるようなことであればなと、このように思っておるわけでございます。

そのことでの現在の市民浴場への影響なり、圧迫というようなことは、それはどのようなのですか……非常にはっきり言って、これからの問題だと思っておりますけれども、それはそれとしての、今の市民浴場としての存在価値というものは、それなりに私はあると思っておりますけれども、互いに相乗効果を発揮していくというようなことが必要でありましょうし、また先ほど申しあげましたいろいろ、あそこの最上川総合公園なり、あるいは多目的水面広場なり、等々の開発整備を行っておるところでございますので、それらと一体となったところの寒河江温泉ということでの存在というものを出していくべきだなと、このように思っております。

それから、現在の市民浴場の現状とかかけ流しのことについてでございますが、さきにも答弁申しあげ、また今も申しあげたとおりでございますので、なお担当から話があればつけ加えさせていただきたいと思っております。

それから、公文書館、これと図書館を併用できないかというようなことでございますけれども、これは図書館法は図書館ということでございまして、公文書は公文書なりに現在それなりの整理、保存というものをやっておりますので、これを二つ持たせたような図書館にしていくというようなことよりも、図書館を充実、発展させ、図書の利用あるいはあそこで学ぶ、あるいは読むというようなことを、図書館の活用というものを十分発揮してもらいたいと私は思っておりますので、公文書館はそれなりに市の方でやっぱり文書の保存というようなことと、それは情報公開の問題もあるかと思っておりますけれども、それらを加味して保存の徹底といいますか、あり方を十分備えていきたいと、このように思っておりますのでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 生活環境課長。

○有川洋一生活環境課長 市民浴場のトイレに関しましては、洋式化というようなことで改善を図ったところでございますけれども、そのスペースが狭いというふうなことはお聞きしているところでございますので、今後においてできる限りの対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、お湯のかけ流しについてでございますけれども、今の源泉から400リッターのお湯をいただいております、それとともに浴槽内のお湯を一部循環しているわけなんですけれども、現在の利用者数が1日およそ850人ぐらいになっているわけなんですけれども、これらの利用者数から見ましてかけ流しだけだと、お湯の汚れが非常にありまして、それを防止する意味からも、ある程度汚れを除去するための循環は必要ではないかというふうに思います。

また、今の源泉から浴槽までの間に、外に冷却装置があるわけなんですけれども、50.6度から50.7度ぐらいの間のお湯を冷ますには、今空冷でやっているわけなんです、これではとても熱くて入れないというふうなことで、これでの温度調節もやっているわけでございます。これをやらないということになって、かけ流しだけというふうになりますと、水を加えるというふうなことしかできませんので、これでは源泉を100パーセント使っているというふうなことでの売りはなくなってしまうわけでございます。温泉としての効能も低下するというふうなことで、現在やっている一部循環について今後ともやっていくのが最善ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 将来人口の推計の関係で、市長は、その資料を持ち合わせていないということでありましたけれども、多分企画では、私は持っているんじゃないのかなというふうに思います。

なぜこうしたことを申しあげたかといいますと落ちがありまして、私も実は持っているんですが、多分企画課長も持ち合わせているんだというふうに思いますが、寒河江市の2100年の推計される人口はこのままですと、このままというか、今の地理的な条件の中で合併をしないということでありまして2万7,642人なんです。それで、かなり減少をする。

それから、減少率の低いのが天童市でありまして、さきの国調では6万3,855人なんですが、2100年は6万6,882人なんです。それから、もう一つ、次に減少率が低いのが東根市で、国調のときには4万5,832ですが、2100年には4万2,741で、東根市は多分私は自衛隊があるからなんだろうかなと、こういうふうな推測はしているんですが、そういう意味で、ちなみに西川町なんかは252人なんてなっていますから、一つの集落みたいな形になるような危険性を感じますが、私が言いたいのは天童市が何で少ないのか、減少率が。そういうところが私はわかっているんじゃないのかなというふうなことを思いながら、お聞きをしたわけでありまして。

持ち合わせていないというから、わかっていないというふうになるんだろうというふうに思いますが、ぜひこうしたことについて研究をしていく必要があるんじゃないのかなと、こういうふうに思います。改めてその研究等について御見解をお示しいただきたいというふうに思います。

それから、あと何分ありますか。5分。10分。（何事か呼ぶ者あり）

15分、5分。（「5分」と呼ぶ者あり）

10分あるなんてうれしくなったっけは。

下水道整備の関係で、市長は市の考え方を周知徹底する考えでいいのではないかなというふうなことでありましたが、何回も申しあげますけど、これまでこうした計画は市サイドでもって検討されて、住民にいろんな場所で座談会等を開きながら、その中で決定をしてきたことなんです。逆に言いますと、住民はそのことを期待しながら首を長くして待っているんです。

ですから、そういうような意味では、住民の考え方に基づいて市政を運営する、施策を決定するというふうなことが基本だというふうに私は思いますので、市長のそうした考え方は、地方分権には私はなじまないんじゃないかというふうなことを強く申しあげて、御見解を再度承りたいというふうに思いますし、それからもう一つ、もう一点だけ言っておきますが、そういうふうな地域では、例えば排水路等の整備についても同時並行的に、これまで要望してきた経過があります。

しかし、繰り返すことになりましたけれども、下水道が設置をされると、整備されると二重投資になるというふうなことを言われてきました。それも、確かにそういうふうな意味が住民にはよくわかりますし、それにも耐えてきたといいますか、我慢をしてきたわけですが、従って、下水道整備をしないというふうになれば、そうしたことも付随して行政の課題として出てくるということだけはきちっと踏まえて、対処を急いでもらわなければならないというふうに思いますが、そういうことにもし整備をしないと、下水道整備をしないということになったときの市長の心構えを改めてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

時間がもうないですから、図書館についてもいろいろ思うことあります。民間に移すと、私は図書

司なんかいなくなって大変になるんじゃないかなと、こういうふうな思いがあります。そうした件についても、時間があればその点も承りたいというふうに思います。

よろしくどうぞ。

○新宮征一議長 佐藤市長。残り時間があと2分ちょっとですので、時間内で願います。

○佐藤誠六市長 私は、将来の人口推計についての資料というものは、私の手元には持っておりませんから持ってありませんと、こう申しあげております。

ですから、そういう詳しいのは県にあるのじゃなかろうかなと。あるいは、市の担当が持っているかどうかわかりませんが、私は見ておりませんし、先ほど申しあげたような考え方で第5次振興計画の将来像というものを描いたものでございますから、御了知おき願いたいなと、このように思っております。

それから、下水道の設置のことでございますけれども、議員はぜひともすぐ全区域に下水道の網を張りめぐらせてと、こういうような意向のようでございますが、先ほど申しあげましたように利用率は非常に低いことがわかってきたとか、あるいは周辺の土地に行きますと負担金が高上がりになるというようなことからしても、非常に将来の利用加入率といえますか、それが余り見込めないと。(終了の合図)

そこまで押して、下水道をさらに伸ばしていくのかということになりますと、これは将来に対して大きな負担を、これは市民全体に賦課するということになりますれば、まして一般財源から投与しなくちゃならないというようなことになりますれば、これは大変なことになりますと。こういうことで、現在先ほど答弁申しあげたような考え方でいるところでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第2、議第40号を議題といたします。

議案説明

○新宮征一議長 日程第3、議案説明であります。

市長から、提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 議第40号寒河江市介護保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。

寒河江市第3期介護保険事業計画において、平成18年度から平成20年度までの保険料率を設定したこと、並びに介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令に基づき、所要の改正をしようとするものであります。

よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

質 疑

○新宮征一議長 日程第4、これより質疑に入ります。

議第40号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 この条例の中に、課税されないものとした場合とあるんでありますけど、18年から20年までの間、課税されないものとした場合と、課税する可能性もあるのかどうかであります。

今、申告の時期であります。所得は、大体1月1日現在に対しての課税がなされるわけです。この文書の中に、課税されないものとした場合のが、かなりのところにあるんです。3年間の間に課税されるというものも考えられるのかどうかであります。その辺お聞きしたいと思います。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 所得の額によって、保険料の各段階が設定されておるわけです。従って、所得が変われば段階も変わるというふうなことになるかと思えます。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 ここの文書の提出、条例改正ですね、市町村税が課税されないものとした場合だけがあるんです。だから、この3年間のうちで、改正で課税させるのかどうかということも考えられるわけであります。その辺の裏づけというのが、どのようにこれから3年間の間でなされるんでしょうか。

○新宮征一議長 佐藤良一議員、何ページのどの部分を指しての今の質問ですか。

○佐藤良一議員 ほとんどのところに、終わりの方にあるんであります。ほとんどのところに。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 質問は、経過措置の文書の中を言っているのかなというふうに思いますけれども、この経過措置につきましては激変緩和措置というふうなことで、18年度と19年度、2カ年にわたって緩和措置をするというふうな内容でございます。

そこで、この緩和措置を受けられる方というのは、従来よりも極端に段階が上昇した方、これが対象になるわけですが、その表現として、この条例案として起草しているものでございます。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 一つだけお伺いをします。

今回の法律改正に伴う1号被保険者の介護保険料の改正、区分を一つふやしたというふうなのが今回の特徴ではないかと。

それで、新第2段階以外の保険料は、全値上げというふうなことかなというふうに理解しましたけれども、この第2段階を新たに創設をした理由。そして、その中で課税年金収入額が80万円以下の人というふうになっていますけれども、これはどういう理由でこういうふうな物差しができたのか、お伺いをしたいと思います。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 従来の第2段階を今回の改正では、2段階と3段階に分離されております。

従来の2段階については、負担能力が非常に幅があるというふうに言われております。それを細分化したというふうな内容でございます。80万円云々につきましては、やはり国からの通知に基づいてやっておりますので、内容的にどうというふうな詳しい内容までは、ちょっと承知してございません。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

委員会付託

○新宮征一議長 日程第5、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表（その2）

委員会	付託案件
文教厚生委員会	議第40号

平成18年3月第1回定例会

散 会 午前11時51分

○新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。